

# 考えてみませんか？ すまいの「地震対策」

市では、既存木造住宅の耐震診断や改修工事の補助金交付を行います。

## 既存木造住宅 無料耐震診断（一般診断法）

**対象となる住宅**＝昭和56年以前に、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法のいずれかで建築された、延べ床面積250㎡以下で、2階以下（地階を除く）の木造住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅・店舗兼用住宅）

**補助対象**＝原則、上記対象建築物を所有する人

**募集数**＝10戸（申込先着順）

※改修工事を行うには、別途、精密診断が必要です。

### 詳細・申込・問合せ＝

6月1日（水）～平成29年1月31日（火）（土・日曜、祝日を除く）の9時～17時に、必要書類と印鑑を持って、入札検査課 施設整備室（市役所308番窓口、内線646・647）へ。

※必要書類等の詳細は、お問い合わせください。

## 既存木造住宅 耐震改修工事 補助金

**対象となる住宅**＝次の全てにあてはまる市内の住宅で、耐震診断をし、耐震改修工事を行うもの

・昭和56年5月31日以前に着工された、現に住宅の用に供している、3階建て以下の木造の一戸建て住宅・長屋・共同住宅（店舗部分床面積がのべ床面の2分の1未満の店舗等の用途を兼ねるものも含む）

・現行の耐震基準に適合しない、在来軸組構法・伝統的構法・枠組壁工法による住宅か木造と他の構造の立面的な混構造の住宅

**募集数**＝3件予定（申込先着順）

**補助対象**＝耐震改修工事を行う住宅の所有者で、市税を滞納していない人（共有の住宅は、全員の合意による代表者）

**工事期間**＝補助金の交付決定日以降に着手～平成29年2月末日までに完了

**補助金の額**＝耐震改修工事の工事費用の3分の1（補助限度額は、50万円とします）

## こちらをご利用ください 住宅相談窓口

住宅等の耐震化やバリアフリー対策の推進、悪質リフォーム業者等によるトラブルの防止のために、相談窓口を開設します。

**対象**＝市内に居住の人か、市内に土地か家屋を有する人  
**取り扱う相談**＝

- ①住まいの新築・改築・リフォーム等の基礎的な相談
- ②耐震診断・耐震改修に関する基礎的な相談
- ③住まいのバリアフリーに関する相談
- ④その他の住まいに関する法律や制度・設備の相談
- ⑤その他、この相談窓口の趣旨に添った相談

※紛争・訴訟等に係わる相談や現地での調査を必要とする相談、その他趣旨と異なる相談などは、取り扱いません。

**相談日時**＝毎月第3水曜13時30分から（5月・来年3月を除く）

**相談場所**＝市役所内 会議室

**募集数**＝毎月5件（応募多数の場合は公開抽選）  
※相談は1件30分程度までです。

**申込**＝開催月の第1水曜～第2水曜（土・日曜、祝日を除く）の9時～17時に、相談申込書・相談カードを、入札検査課 施設整備室（308番窓口）へ提出

※申込書等は、入札検査課 施設整備室窓口で配布。市ホームページからもダウンロードできます。

**問合せ**＝入札検査課 施設整備室（内線646・647）

6月5日（日）

## 第75回 クリーンキャンペーン 開催

「そとごみを拾う心」を育て、私達が住む街を美しく住み良い街に。自治会などによる一斉地域清掃を行います。みなさんの参加・協力をよろしくお願ひします。

**日時**＝6月5日（日） 午前中（雨天実施）

**問合せ**＝【ごみの収集】清掃センター（☎53-3463）

【土泥の収集】管理課 道路維持係（☎53-1151 内線693）

※ごみはきちんと分別して、市配布のクリーンキャンペーン用のごみ袋に入れ決められた集積場所に整理整頓して出してください。枝木は50cm～1mの長さに切り、ビニールひもなどで必ず束ねて出してください。

